

神奈川県漁港施設
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

平成27年 7 月

1 委員会委員（ は委員長、 は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
金子 紀昭	日本プレジャーボート協会副会長	施設利用者代表
田中 俊夫	弁護士	法務に関する識見を有する者
田村 貞子	公認会計士	経理に関する識見を有する者
福田 亮	公益社団法人全国漁港漁場協会職員	当該施設又は類似施設の事業内容に精通した者
山下 東子	大東文化大学経済学部教授	学識経験者

2 スケジュール

平成26年10月15日	第一回委員会開催（施設の管理運営状況の総括の確認、選定基準（案）の意見聴取）
平成27年4月13日	募集要項配布
平成27年4月13日	質問の受付
平成27年5月13日	現地説明会（本港特別泊地及び本港環境整備施設）参加2団体 〃（宮川特別泊地、宮川一時停係特別泊地及び宮川環境整備施設）参加2団体
平成27年5月29日	質問受付終了（本港地区質問数 0件、宮川地区質問数 0件）
平成27年6月12日	募集受付終了（本港特別泊地及び本港環境整備施設）応募1団体 〃（宮川特別泊地、宮川一時停係特別泊地及び宮川環境整備施設）応募1団体
平成27年7月15日	第二回委員会開催（面接評価、協議・評価）

3 評価の実施方法

（1）会議の公開・非公開について

「面接評価」については、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる非公開情報が含まれないことから公開とした。また、「協議・評価」については、各委員の仮採点等、非公開情報が含まれることから非公開とした。

（2）書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

申請書類の受理後、神奈川県環境農政局水・緑部水産課において資格審査及び申請内容の確認を行うとともに、申請団体については、神奈川県暴力団排除条例の規定に抵触しないか神奈川県警察本部へ照会した。

事前に外部評価委員へ申請書類を送付し、提案内容を確認いただくとともに、第2回委員会において、申請団体の面接評価を行い、申請者の提案内容が「サービスの向上」、「管理経費の節減等」及び「団体の業務遂行能力」の3つの観点から選定基準を満たしているか評価した。

（3）外部評価委員会の得点の決定方法

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各評価項目について委員間で協議を行い、委員会として評価点を決定した。

4 選定基準

(1) 本港特別泊地及び本港環境整備施設

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当
サービスの向上	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	条例20条(1)、(3)、(7)規則第21条	(様式2) 事業計画書 -1
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	施設内の船舶の航行の誘導及び係留補助に関する業務、施設の維持管理、保守管理、植栽帯管理業務、清掃業務等についての実施方針	5	条例20条(1)、(3)、(4)、(7)規則第21条	(様式2) 事業計画書 -2
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組	より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 施設の利用率及び利用料金を増やすための具体的な提案 より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	20	条例20条(1)、(3)、(4)、(5)、(7)規則第21条	(様式2) 事業計画書 -3
		苦情要望等への対応	サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等			
		自主事業の実施	施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等			
(4) 事故防止等安全管理	事故防止対策、事故発生時の対応策	水域施設内の事故防止をはじめとした施設全般の事故防止等の取組内容 水域施設内で事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 急病人が生じた場合の対応(救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等)	10	条例20条(3)、(4)	(様式2) 事業計画書 -4	
(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地元関係団体との連携、協力	地域との協力体制の構築、地元関係団体等が指定管理施設を利用する地域振興事業及びイベントへの連携、協力 地域人材の活用、地域との協力体制の構築、連携の取組内容	10	条例20条(1)	(様式2) 事業計画書 -5	
管理経費の節減等	(6) 適切な積算 ¹	適切な積算	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様で定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	5	条例20条(3)、(4)、(5)、(7)	(様式3) 経費積算内訳
	(7) 節減努力等 ²	管理経費の節減努力	指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。 積算価格 ^a - 申請者の提案額 ^b ----- × 調整係数 ^c × 「節減努力等」の配点(25点) 積算価格 a 積算価格：県が想定する指定期間内の指定管理料の総額 b 申請者の提案額：指定期間内の指定管理料の総額 c 調整係数：100/10	25		(様式2) 事業計画書 -7
団体の業務遂行能力	(8) 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	条例20条(3)、(4)、(5)、(7)規則第21条	(様式2) 事業計画書 -8
	(9) 財政的な能力	財務状況	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	条例20条(5)	(様式2) 事業計画書 -9
	(10) コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績	5	条例20条(3)	(様式2) 事業計画書 -10
(11) これまでの実績	類似の業務を行う施設での管理実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 他の自治体における指定取消しの有無	5	条例20条(4)、(7)規則第21条	(様式2) 事業計画書 -11	

注1 「適切な積算」の評価について

積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはありませんが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「適切な積算」の評価を0点とすることがあります。

注2 「節減努力等」の評価について

「適切な積算」において満点である5点を得了した場合にのみ評価します。

計算式の算定結果が「節減努力等」の配点を超える場合でも、「節減努力等」の配点が上限となります。

(2) 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当
サービスの向上	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	条例第20条(1)、(3)、(7) 規則第21条	(様式2) 事業計画書 -1
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	施設内の船舶の航行の誘導及び係留補助に関する業務、施設の維持管理、保守管理、植栽帯管理業務、清掃業務等についての実施方針	5	条例第20条(1)、(3)、(4)、(7) 規則第21条	(様式2) 事業計画書 -2
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組	より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	20	条例第20条(1)、(3)、(4)、(5)、(7) 規則第21条	(様式2) 事業計画書 -3
		苦情要望等への対応	サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等			
		自主事業の実施	施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等			
(4) 事故防止等安全管理	事故防止対策、事故発生時の対応策	水域施設内の事故防止をはじめとした施設全般の事故防止等の取組内容 水域施設内で事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 急病人が生じた場合の対応(救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等)	10	条例第20条(3)、(4)	(様式2) 事業計画書 -4	
(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地元関係団体との連携、協力	地域との協力体制の構築、地元漁業者との連携、協力 地域人材の活用、地域との協力体制の構築、連携の取組内容	10	条例第20条(1)	(様式2) 事業計画書 -5	
管理経費の節減等	(6) 適切な積算 ¹	適切な積算	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様で定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	5	条例第20条(3)、(4)、(5)、(7) 規則第21条	(様式3) 経費積算内訳
	(7) 節減努力等 ²	管理経費の節減努力	指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出 積算価格 ^a - 申請者の提案額 ^b ----- x 調整係数 ^c x 「節減努力等」の配点(25点) 積算価格 a 積算価格：県が想定する指定期間内の指定管理料の総額 b 申請者の提案額：指定期間内の指定管理料の総額 c 調整係数：100/10	25		(様式2) 事業計画書 -7
団体の業務遂行能力	(8) 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 関係団体との調整力 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	条例第20条(3)、(4)、(5)、(7) 規則第21条	(様式2) 事業計画書 -8
	(9) 財政的な能力	財務状況	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	条例第20条(5)	(様式2) 事業計画書 -9
	(10) コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績	5	条例第20条(3)	(様式2) 事業計画書 -10
	(11) これまでの実績	類似の業務を行う施設での管理実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 他の自治体における指定取消しの有無	5	条例第20条(4)、(7) 規則第21条	(様式2) 事業計画書 -11

注1 「適切な積算」の評価について

積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはありませんが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「適切な積算」の評価を0点とすることがあります。

注2 「節減努力等」の評価について

「適切な積算」において満点である5点を得た場合のみ評価します。

計算式の算定結果が「節減努力等」の配点を超える場合でも、「節減努力等」の配点が上限となります。

本港特別泊地及び本港環境整備施設

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位 ()	団体名(所在地)	選定基準別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	スバル興業株式会社・株式会社三浦海業公社(三浦市)	41	30	16	87

6 提案概要及び評価の内容

提案者	スバル興業株式会社・株式会社三浦海業公社
-----	----------------------

(1) 提案の概要

サービスの向上について

【指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等】

- ・ 「新たな観光の核づくりと秩序ある開かれた漁港」という運営方針と、その実現のための9つの管理運営項目を設定し、指定管理施設の利用促進と、三崎漁港の円滑な漁業活動の確保、秩序ある漁港利用の促進を図る。
- ・ 委託予定業務は、業務経験を有し信頼のできる複数の県内業者を選出し、見積もり合わせの上選定し、県内中小企業者の受注機会の確保、拡大を積極的に図る。業務実施状況は報告及び職員による現場確認を行う。

【施設の維持管理】

- ・ 2級以上の小型船舶操縦免許保有者、マリーナ安全管理者証保有者、救命技能認定証保有者等の有資格者を配置し、施設内の船舶の航行の誘導及び係留補助に関する業務を安全かつ適正に実施する。
- ・ 施設及び設備の維持管理に関する業務は、日常管理・保守、定期点検、植栽帯管理、清掃業務について実施方針を設定して実施する。植栽の管理は専門性を考慮して職員で対応する管理と外部に委託する管理に分けて実施する。

【利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金】

<利用促進のための取組>

- ・ 神奈川県が推奨する「新たな観光の核づくり事業」の城ヶ島・三崎地区がテーマとする「食(レンタルBBQ事業など)」、「健康(体験セーリングなど)」、「観光(城ヶ島観光クルーズなど)」、「地域連携(地域関係団体とのイベント共催など)」に沿った取り組みにより、施設の利用率の年間2%増を目指す。
- ・ 業務改善、マナー向上を図るとともに、外国人観光客対応の案内板設置、周辺施設及び飲食店を紹介するマップの無償配布、インターネット、SNSを利用した情報配信等を行う。
- ・ ホームページや掲示板、ポスター、パンフレット、ガイドマップの配布等により海、町、水辺の魅力情報などを発信することで指定管理施設及び三崎フィッシャリーナ・ウォーフを初めとする三崎地区一体の価値向上を図る。

<苦情要望等への対応>

- ・ 利用者に対するアンケート、ヒアリングを実施し、ニーズや意見の把握に努める。

- ・ 常設の意見箱を設置、協力者への粗品進呈や抽選当選などの参加インセンティブを設け、多くのサンプルを収集分析する。
- ・ 利用実態分析の業務への反映及びトラブル発生の対応にあたってはPDCAサイクルを活用して継続的改善を行う。

< 自主事業の実施 >

- ・ 指定管理施設をシームレスに利用した地域の持つ魅力を生かした「新しい文化・遊び」を提供することでサービスの向上を図ることを目的とし、渡船受け入れ、地域食材提供の場の構築、体験乗船、海上釣堀渡船の施設利用、レンタルBBQ、船舶への給水サービスの自主事業を実施する。

< 利用料金 >

- ・ 本港特別泊地停係泊料金は条例の定める上限とするが、30分以内の短時間の係留料金は該当する1回の料金に1/3を乗じた額とする割引制度を提案する。
- ・ 本港特別泊地の管理運営時間は9:00～18:00までとする。
- ・ 駐車場駐車料金は条例で定める上限金額（1台1時間につき210円）のほかに利用者の利便性と利用促進を目的とした割引制度（入庫後24時間まで最大630円）を提案する。
- ・ 駐車場の利用可能時間は24時間とする。

【事故防止等安全管理】

- ・ 事故防止に対するマニュアル作成とスタッフ教育によるスキルアップ、利用者に対する安全への啓蒙活動を行い事故防止に努める。
- ・ 緊急時には緊急時体制マニュアルをもとに緊急時・災害時の体制を構築し、人命救助を第一に対応にあたる。
- ・ 地震や津波等の災害発生時には、災害対策マニュアルに則り、利用者の安全確保及び誘導を行う。
- ・ 2級以上の小型船舶操縦免許保有者、マリーナ安全管理者証保有者、救命技能認定証保有者等の海難事故防止や救助に係る技術や知識を豊富に持つ有資格者を配置する。
- ・ 事故対応の協力体制、事故・災害発生時の措置、事故・災害発生時に対する備え等について対応マニュアルを作成する。
- ・ 救命技能認定証及びマリーナ安全管理者証保有者を常時配置する。消防本部が行う応急処置技能認定講習の受講など職員研修を実施する。

【地域と連携した魅力ある施設づくり】

- ・ 神奈川県が推進する「城ヶ島・三崎地区の新たな観光の核づくり」に沿って地域への協力や連携体制を構築する。
- ・ これまで地域関係団体、住民及び自治体と連携して実施しているイベント及びサービスに継続して協力する。
- ・ 地域や住民及び自治体と密接な連携を図り、イベント、連絡会等への参加、地域住民・企業・団体・NPOとの連携・協力等を推進する。
- ・ 新たな地域振興、地域との連携を図るイベントは、関係者との調整を図り進める。
- ・ 職員・臨時職員の採用は地域在住者を積極的に採用する。また、一部業務委託についても地域人材を活用する。
- ・ 施設周辺の飲食店の紹介として「三崎・城ヶ島グルメマップ」を配布するなど地域振興と施設利用者のサービス向上に取り組む。

管理経費の節減等について

県積算額	21,394,000円	(年額	4,278,800円)
提案額	19,250,000円	(年額	3,850,000円)
節減額及び節減率	2,144,000円	(節減率	10.0%)

選定基準に定める計算式により計算した評価点は「25点」

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
提案額	3,850	3,850	3,850	3,850	3,850

団体の業務遂行能力について

【人的な能力、執行体制】

- ・ 船舶の誘導及び係留補助業務は業務経験を有する資格所有者を配置する。
- ・ 繁忙期には安全性を考慮し、4名配置とする。
- ・ 委託業務は業務経験を有し信頼のできる複数の県内業者を選出し見積もり合わせで選定する。実施した業務は報告書及び現場確認により履行を確認する。
- ・ これまでの運営実績から培った経験と知識を職員の間で共有させて継続的に向上させることで安定した業務遂行に努める。

【コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献】

- ・ スバル興業(株)はコンプライアンスリスク委員会を設置し、諸法令や社内規定、関係法令の遵守に取り組むとともに、毎月開催する所長会、定例会議において周知を徹底する。
- ・ (株)三浦海業公社は組織として確立した運営を行うため、基本規定、組織規定、人事労務関係規定、事務関係規定を設けるとともに、法令及びルールを遵守するため毎月安全教育会議を実施する。
- ・ スバル興業(株)は会社の個人情報管理規定に則り個人情報取扱責任者及び取扱担当者を定め情報を管理する。
- ・ (株)三浦海業公社は神奈川県及び三浦市の個人情報保護条例に基づき適切に処理する。職員の教育は安全教育会議等で周知徹底する。
- ・ ごみの分別の徹底、再生紙の活用、照明のLED化等により環境への負荷削減を図る。
- ・ スバル興業(株)は「社会に奉仕すること」を企業理念とし、社会の発展に貢献することを基本的な考えとして事業活動を行っている。また、(株)三浦海業公社は事業を通じて三浦市の魅力を発信し、地域の活性化、地域の雇用促進を行っている。

【これまでの実績】

- ・ スバル興業(株)は東京夢の島マリーナ、浦安マリーナ、朝潮運河小型船発着施設で棧橋施設、駐車場の管理運営を行っている。
- ・ (株)三浦海業公社は指定管理施設周辺でうらり駐車場、新港駐車場の管理運営を行っている。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会 としての 評価 点	
					A	B	C	D	E		
サービスの向上	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	5	4	4	4	4	4	
	施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	施設内の船舟の航行の誘導及び係留補助に関する業務、施設の維持管理、保守管理、植栽帯管理業務、清掃業務等についての実施方針	5	4	4	4	4	4	4	
	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組	より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 施設の利用率及び利用料金を増やすための具体的な提案 より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 利用料金の設定の考え方	20	16	16	16	16	16	16
		苦情要望等への対応	サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等								
		自主事業の実施	施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等								
		利用料金	利用料金の設定の考え方								
事故防止等安全管理	事故防止対策、事故発生時の対応策	水域施設内の事故防止をはじめとした施設全般の事故防止等の取組内容 水域施設内で事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 急病人が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	10	8	10	8	10	10	9		
地域と連携した魅力ある施設づくり	地元関係団体との連携、協力	地域との協力体制の構築、地元関係団体等が指定管理施設を利用する地域振興事業及びイベントへの連携、協力 地域人材の活用、地域との協力体制の構築、連携の取組内容	10	8	8	8	8	8	8	8	
管理経費の節減等	適切な積算	適切な積算	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	5	5	5	5	5	5	5	
	節減努力等	管理経費の節減努力	積算価格 ^a -申請者の提案額 ^b ----- × 調整係数 ^c × 「節減努力等」の配点(25点) 積算価格 a 積算価格：県が想定する指定期間内の指定管理料の総額 b 申請者の提案額：指定期間内の指定管理料の総額 c 調整係数：100/10	25	/					25	
団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	4	4	4	4	4	4	
	財政的な能力	財務状況	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	/					4	
	コンプライアンス、個人情報保	コンプライアンス、個人情報保	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況	5	4	4	4	4	3	4	

護、社会貢献	護、社会貢献	募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績							
これまでの実績	類似の業務を行う施設での管理実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 他の自治体における指定取消しの有無	5	4	4	4	5	4	4
合 計			100						87

(3) 評価講評

評価の結果、県の求める業務水準を満たし、三崎漁港本港特別泊地・本港環境整備施設の指定管理者としての適格性を有すると判断した。

申請団体の提案内容について各委員から以下の講評があった。

- ・ これまではスバル興業株式会社は地元とのコミュニケーションの点で一抔の不安があったが、株式会社三浦海業公社と組むことで第一線の企業の綿密な計画とすきのない内容の素晴らしい計画書となっており、この計画を着実に実行していただきたい。
- ・ 2社で取り組むということでお互いに足りない所を補って、1+1を3ぐらいにしたい。逆に、分裂する不安要素もあるが、上手くやるために一緒に申請したのだから期待に込めてほしい。
- ・ 競合部分があった2社が一緒にやろうという決断はすばらしいと思う。
- ・ 2社が組んだことは指定管理事業にとって非常にプラスになると思う。
- ・ 今回、2社が共同提案してきたことは地域として一歩前進したという感じを持っており、大変いいことだと思う。
- ・ 本港地区では船の受入業務にプラスして、地域の活性化に重点を置く計画となっており、その意味で両者が共同でやるのはすごく良いと思う。
- ・ 詳細な提案がなされており、業務の基本となる船の受入の部分でもノウハウを十分持っている法人が提案しており大変すばらしいと思う。
- ・ 最近、自然災害が多く発生している中で2社の提案は災害という事故防止の観点で充実しており、すでに訓練を実施している部分もあり、非常に安心感が得られる提案であった。

7 議事概要（主要論点）

< サービスの向上「(1)指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」についての評価過程 >

（委員長）5点が1名、4点が4名であり、4点が多いので4点としてよいか。

（全委員）異議なし。

< サービスの向上「(2)施設の維持管理」についての評価過程 >

（委員長）5名とも4点をつけたので、4点としてよいか。

（全委員）異議なし。

< サービスの向上「(3)利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金」についての評価過程 >

（委員長）全員が16点をつけたので、16点としてよいか。

（全委員）異議なし。

< サービスの向上「(4)事故防止等安全管理」についての評価過程 >

（委員長）10点が3名、8点が2名と分かれたが、中をとって9点としてはどうか。

（全委員）異議なし。

< サービスの向上「(5)地域と連携した魅力ある施設づくり」についての評価過程 >

（委員長）全員が8点をつけたので、8点としてよいか。

（全委員）異議なし。

< 管理経費の節減等「(6)「適切な積算」及び「(7)節減努力等」についての評価過程 >

（委員長）適切な積算については全員が5点をつけたので、5点としてよいか。また、節減努力は計算のとおり25点でよいか。

（全委員）異議なし。

< 団体の業務遂行能力「(8)「人的な能力、執行体制」についての評価過程 >

（委員長）全員が4点をつけたので、4点としてよいか。

（全委員）異議なし。

< 団体の業務遂行能力「(9)「財政的な能力」についての評価過程 >

（委員長）財務状況の評価については、原則として、経理に関する識見を有する委員の採点を評価点とするとしているので採点と理由を教えてください。

（委員）財政的な能力は、当初、財務状況がよいスバル興業(株)が構成員となっている点で5点を考えたが、株式会社三浦海業公社を含めた団体全体とした場合、4点が妥当だろう。

（委員長）それでは4点としてよいか。

（全委員）異議なし。

< 団体の業務遂行能力「(10)「コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献」についての評価過程 >

（委員長）4点が4名、3点が1名で、4点が多いので4点としてよいか。3点つけた委員の意見を教えてください。

(委員) コンプライアンスと個人情報保護の内容が少し弱いと感じて3点としたが4点でもよいと思う。

(委員長) それでは4点としてよいか。

(全委員) 異議なし。

< 団体の業務遂行能力「(11)「これまでの実績」についての評価過程 >

(委員長) 5点が1名、4点が4名であるが、5点をつけた委員の意見を教えていただきたい。

(委員) スバル興業(株)はマリーナ以外にも、河川とか道路とかいろいろな業務をやっているの、漁港に限らずいろんな分野の見識を持っていると考え5点と評価したが4点でも特段問題はない。

(委員長) それでは4点としてよいか。

(全委員) 異議なし。

宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び
宮川環境整備施設

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位 ()	団体名(所在地)	選定基準別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	みうら漁業協同組合 (三浦市)	37	14	15	66

6 提案概要及び評価の内容

提案者	みうら漁業協同組合
-----	-----------

(1) 提案の概要

<p>サービスの向上について</p> <p>【指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設は都市住民と漁協との交流拠点と位置づけ、漁業者及び地元住民とが問題なく安全に運営することを基本とする。 施設の運営基準に沿って業務を遂行し、利用者への対応については平等を第一とし、一部の関係者等に対し特別な扱いはしない。また、施設に関する必要な情報は平等に提供する。 <p>【施設の維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の専任者は小型船舶操縦士1級免許を有しており、常時契約執行業務を行う。艇の係留については巡視等の際に異常があればオーナーに連絡をとる。また、施設に異常があれば東部漁港事務所へ速やかに連絡する。 <p>【利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金】</p> <p><利用促進のための取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用客の接遇等に十分に配慮し、満足いただけるサービスを心がけ利用促進を図る。 ホームページで情報を提供、支所、事業所に駐車場施設の利用案内を掲示するなどPRし、利用増加を図る。 <p><苦情要望等への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査により利用者の意見、要望等の把握に努める。要望は県、行政機関、漁協関係者と協議、調整し、実行できるものから実行する。 施設の利用者の苦情、トラブルは、利用者の立場にたって対処する。 施設内を巡視し、不審車両、不審人物等を発見した場合は速やかに警察に通報し、事故防止に努める。 <p><自主事業の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの向上につながる自主事業として、レンタルBBQ、船体点検及び係留維持、船舶検査の立会、船底掃除、給油、保険及びBANの斡旋、資材販売等を行う。 料金設定は利益重視ではなく広く利用者に満足していただくことを主眼とする。 <p><利用料金></p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車場利用料金は条例に定める上限額(1台1日520円、土日祝日1,030円)を下回る額、普通車・小型自動車・軽自動車(平日500円/日、休日1,000円/日)、二輪車・原動機付き自転車(平日150円/日、休日300円/日)を提案する。 厳しい経済状況の中、利用者の理解を得る料金設定とした。

【事故防止等安全管理】

- ・ マニュアルに沿って巡視・点検を専任者が行う（不在の場合は地元組合員が行う）。
- ・ 異常発見時は施設の運営基準に沿って関係者に連絡する。
- ・ 泊地内水域事故を認めた時は運営基準にそって関係機関及び関係者へ報告する。専任者が不在の場合は地元組合員に協力を要請し対処する。
- ・ 利用客のけがや病気は対処可能な範囲で処置し、状況に応じて関係機関に連絡する。救命に係る研修には積極的に参加するよう努力する。

【地域と連携した魅力ある施設づくり】

- ・ 漁業協同組合の特性を生かし、地元漁業者との利用調整を図る。
- ・ 施設利用者、地域関係団体、地元住民と意志の疎通を図り円滑な運営を行う。
- ・ 港内、航路等で海難事故を認めた場合は緊急措置をとるとともに関係機関に直ちに連絡する。
- ・ 駐車場の料金徴収、巡視、清掃業務等に地域の人材を積極的に活用する。
- ・ 年1回地域住民が全員参加し、指定管理区域を含む漁港全域の草刈作業を行い、利用者の快適性を向上させるとともに地域と利用者の連携を図る。

管理経費の節減等について

県積算額 50,850,005円（年額 10,170,001円）

提案額 48,956,000円（年額 9,791,200円）

節減額及び節減率 1,894,005円（節減率 3.7%）

選定基準に定める計算式により計算した評価点は「9点」

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
提案額	9,864	9,773	9,773	9,773	9,773

団体の業務遂行能力について

【人的な能力、執行体制】

- ・ 総務部長1名、管理班1名、事業班2名を配置し、職務分担及び職務内容は職務規程に定めるものとし、就業条件は就業規則の定めるところによる。
- ・ 施設内の漁業権者はみうら漁業協同組合であり調整力を有する。漁業権を行使する組合員に対し、定期的な話し合い等により調整を図る。
- ・ 職員の採用は緊急時の対応等を考慮し近隣に居住する者を優先採用する。

【コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献】

- ・ 定款、規約、諸規定類は県の常例検査により指摘された事項は改善している。
- ・ 県漁連等関係機関が開催する職員研修会に参加し、知識の向上を図っている。
- ・ 過去3年間に重大な事故又は不祥事はない。
- ・ 必要以外の情報は収集しない。今までと同様、入出港届を鍵つきの保管庫で管理し、個人情報の流出を防ぐ。
- ・ 古紙の減量化、分別による再資源化、再生紙や再生品等を使用することで環境に配慮した業務を行う。
- ・ 障害者雇用についての実績はないが、今後雇用促進に努める。
- ・ 「漁業者の生活向上、漁村地域の発展」、「安全・安心な水産物の供給」を第一の使命とし事業活動に取り組んでおり、海岸清掃、種苗放流、都市・農山村の人々との交流などを行っている。

【これまでの実績】

- ・ 三崎漁港小網代地区で40年以上プレジャーボートの船体管理業務を、三浦市毘沙門地区で27年間プレジャーボートの陸揚げ保管施設の管理業務を行っている。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会 としての 評価点
					A	B	C	D	E	
サービスの向上	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	4	4	4	3	3	4
	施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	施設内の船舟の航行の誘導及び係留補助に関する業務、施設の維持管理、保守管理、植栽帯管理業務、清掃業務等についての実施方針	5	4	4	3	3	3	3
	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組	より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	20	16	16	16	16	12	15
		苦情要望等への対応	サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等							
		自主事業の実施	施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等							
利用料金	利用料金の設定の考え方									
事故防止等安全管理	事故防止対策、事故発生時の対応策	事故防止対策、事故発生時の対応策	水域施設内の事故防止をはじめとした施設全般の事故防止等の取組内容 水域施設内で事故等の緊急事態が発生した場合の対応方針 急病人が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	10	8	8	8	6	6	7
地域と連携した魅力ある施設づくり	地元関係団体との連携、協力	地元関係団体との連携、協力	地域との協力体制の構築、地元漁業者との連携・協力 地域人材の活用、地域との協力体制の構築、連携の取組内容	10	8	10	8	8	8	8
管理経費の節減等	適切な積算	適切な積算	人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用に係る ・積算の適切性 ・仕様に定める業務の実現可能性 ・積算単価等の妥当性 ・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性 ・健全経営の視点からの積算の妥当性等	5	5	5	5	5	5	5
	節減努力等	管理経費の節減努力	$\frac{\text{積算価格} - \text{申請者の提案額}}{\text{積算価格}} \times \text{調整係数} \times \text{「節減努力等」の配点(25点)}$ <p>a 積算価格：県が想定する指定期間内の指定管理料の総額 b 申請者の提案額：指定期間内の指定管理料の総額 c 調整係数：100/10</p>	25	/					9
団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 関係団体との調整力 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	5	4	4	3	4	5	4

財政的な能力	財務状況	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5						4
コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績	5	3	4	3	4	3	3
これまでの実績	類似の業務を行う施設での管理実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 他の自治体における指定取消しの有無	5	4	4	4	4	4	4
合 計			100						66

(3) 評価講評

評価の結果、県の求める業務水準を満たし、三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者としての適格性を有すると判断した。

申請団体の提案内容について各委員から以下の講評があった。

- ・ 財務内容は小さい割に頑張っており、安定的に推移しているとの印象を持った。
- ・ 提案内容は問題となる所もなく、これからもこの計画に沿って事業を実施していけばよい。
- ・ 申請団体は漁業権を持っているのでそれを活用して色々な事業展開を図ればよいと思う。
- ・ 地元の漁業協同組合で業務運営についてもノウハウを蓄積していると思うのでそれに期待したい。
- ・ 地元の漁業協同組合が施設の管理をすることで地元とのトラブルが減るとかプラスの面が期待できる。
- ・ 漁業権の管理団体である漁業協同組合が施設の指定管理を行うことでやりやすい面は非常に多くある。地元との調整はそこでも大きなものだが、そういうメリットを生かした施設運営をしていただきたい。

7 議事概要（主要論点）

< サービスの向上「(1)指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」についての評価過程 >

（委員長）4点が3名、3点が2名であり、多数決では4点となるが意見はあるか。

（委員）具体的な記述が弱いので3点とした。

（委員）これまでの実績と問題なく業務を行っていることを評価して4点をつけた。

（委員長）それでは4点としてよいか。

（全委員）異議なし。

< サービスの向上「(2)施設の維持管理」についての評価過程 >

（委員長）4点が2名、3点が3名だが、これは3点としてよいか。

（全委員）異議なし。

< サービスの向上「(3)利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金」についての評価過程 >

（委員長）16点が4名、12点が1名となったが、16点ということでよいか。

（委員）提案内容が物足りない感じがしたので12点としたが他の委員が16点であれば異存はない。

（委員）本港地区の提案に比べると若干見劣りするので15点がよいのでは。

（委員）先ほど8点と10点の中をとって9点としたこともあるのでこの項目は15点でよいのではないか。

（委員長）それでは15点でよろしいか。

（全委員）異議なし。

< サービスの向上「(4)事故防止等安全管理」についての評価過程 >

（委員長）8点が3名、6点が2名となったが、8点にするか、中をとって7点にするか意見をお聞きしたい。

（委員）7点でいいと思う。

（委員長）それでは7点でよろしいか。

（全委員）異議なし。

< サービスの向上「(5)地域と連携した魅力ある施設づくり」についての評価過程 >

（委員長）10点が1名、8点が4名だが、10点とした委員の意見を教えていただきたい。

（委員）漁業協同組合なので地元の調整がしやすいと思い10点とした。逆に独りよがりになりやすいマイナス面もあることから10点にはこだわらない。8点でもよい。

（委員長）それでは8点でよろしいか。

（全委員）異議なし。

< 管理経費の節減等「(6)「適切な積算」及び「(7)節減努力等」についての評価過程 >

（委員長）適切な積算については全員が5点をつけたので、5点としてよいか。

（全委員）異議無し

（委員長）節減努力は計算の結果3点となるが3点としてよいか。

（委員）本港に比べて評価点が小さいが評価の方法について事務局から再度説明してもらい

たい。

(事務局) <資料に基づき評価点の算定結果を説明>

(委員長) 計算の結果3点となるので3点としてよいか。

(全委員) 異議なし。

< 団体の業務遂行能力「(8)「人的な能力、執行体制」についての評価過程>

(委員長) 5点が1名、4点が3名、3点が1名であったが、意見はあるか。

(委員) 漁業協同組合なので地元調整が円滑に進むと考え5点とした。

(委員) 全体のバランスを考慮して3点としたが4点でもよいと思う。

(委員長) 4点が3名で5点と3点が1名ずつで、平均でも4となるので4としてよいか。

(全委員) 異議なし。

< 団体の業務遂行能力「(9)「財政的な能力」についての評価過程>

(委員長) 財務状況の評価については、原則として、経理に関する識見を有する委員の採点を評価点とするとしているので採点と理由を教えてください。

(委員) 運営規模が小さい割にはよくやっているかなと、それなりにバランスをとっている点を評価して4点とした。皆さんの意見も伺いたい。

(委員) 同意見で私も4点をつけた。

(委員長) それでは、4点としてよろしいか。

(全委員) 異議なし。

< 団体の業務遂行能力「(10)「コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献」についての評価過程>

(委員長) 4点が2名、3点が3名となったが、4点をつけた委員のご意見を教えてください。

(委員) 普通とも思えるので3点でもよいと思う。

(委員長) それでは3点としてよいか。

(全委員) 異議なし。

< 団体の業務遂行能力「(11)「これまでの実績」についての評価過程>

(委員長) これは全員4点としているので4点としてよいか。

(全委員) 異議なし。

《外部評価委員会(書面)の実施について》

管理経費の節減等「(7)節減努力等」について

- ・ 申請書添付書類「収支計算書及び経費積算内訳書」において、平成29年度から平成32年度の支出計画が消費税率10%で計算されていたため、委員会終了後に消費税率8%に補正した。選定基準に基づき、「管理経費の節減努力」の評価点を3点から9点へ、総合点を60点から66点に修正することについて、書面により委員会に諮ったところ、承認された。